

い焼畑から自給食糧を得なければならないため耕作には大家族を必要とし、大家族はまた大面積の焼畑を必要とするといった矛盾の中に停滞を余儀なくされていた。例えば伐木夫にはオンジがあり、オンバは焼畑耕作に追われていたのはこの例である。事実南川部落の場合絶家、廃家とも無いのに明治40年の45戸が昭和10年には48戸になっているだけで平均15名という大家族となっている。また、59戸のうちオンジ、オンバの結婚年令をひろってみると第2表の通りで、結婚しないものがいたり、その年令が遅れたりしているものが

第2表 オンジ、オンバの結婚年令

結婚年令	31～40才	41～50才	51～60才	61才以上	結婚しないもの
オンジ	17	6	0	1	4
オンバ	5	2	2	1	3

多い。自然経済下で他地域との交流の少ない山村ではこのような場合私生児が多く、私生児を連れて結婚したものも稀ではないようである。

3、現在の家族構成

以上のような、自然経済下における家族構成の存在形態に対して、現在の家族構成は第1表のM家にみると、近代的家族構成に近づいている。オンバは55才で結婚し、2男は部落内に分家、3、4男も他村に

分家し、長男の子供たちも学校を出ると大阪、延岡、宮崎などへ出た結果、世帯数2、世帯員数5、労働力人員2と、いずれも大きく減少している。このような家族構成はどうして生れたかといえば、昭和10年耳川沿いに日向市まで48Kmの県道が開設され、電源開発が進み、この村の経済は自然経済から商品経済へと移ったことによるものである。その結果、焼畑は消滅し、木材・木炭等の生産が盛んになった。そして一的には木炭生産の行詰まりもあったが、薪炭林の工業原料化、県道の開設によって育林による地代收得の條件ができ、産業資本の林地取得、造林の発展と変化している。また、接種技術が入ることによって椎茸生産が一層盛んになり、昭和33年では昭和10年の28%の伸び率を示し、農協取扱高の90%をしめ、県下一の生産量で、商品生産の絶対的位置を占め農民経済を維持している。このような経済発展こそ低生産力の焼畑への依存をたち切り、単数家族に向わせた原動力と思われる。

4、むすび

以上の考察によって、家族構成のあり方は、経済の発展に強く影響されており、特に山村においては林野利用の発展のあり方に規制されているということがわかった。なお、家族構成の変化に関係する因子は法律・思想・マスコミ等もあると思われるが、それについての分析は他の機会を待ちたい。

81. 協業経営体としての生産森林組合の研究（第1報）

—— 福岡県桂川町土師生産森林組合の事例から ——

九大農学部 塩谷勉
○笠原義人

1、はじめに

わが國民有林生産の合理化を図って林業経営の発展に資するためには、林業基本法でも挙げられているように、生産行程についての協業を助長する方策が講ぜられる必要がある。このうち、経営の共同事業の発達改善をはかるための一途として、現在の生産森林組合制度を活用することが考えられるが、この観点から現行の生産森林組合制度の性格およびあり方を理論

的、実証的に調査研究し、この施策の円滑な推進に資する必要がある。

ここでは一生産森林組合の事例から現在の生産森林組合が協業経営体としての機能を備えておるかどうか、また今後協業経営体として発展していく可能性があるかどうかを分析検討して見たいと思う。

2、土師生産森林組合の概況

土師の属する桂川町は筑豊炭鉱地帯の飯塚市に隣接

している炭鉱中心の町である。耕地率は30%、林野率は34%で、山林は農家経営に殆んど無関係と言える地帯である。

現在の生産森林組合の経営林野面積は70町5反で、うち組合所有地67町5反、借入地3町である。組合所有地の沿革は、從来薪炭林として入会利用していた部落（土師区）の山に、明治36年、部落山の上方の国有林が払下げられたものである。土師区に払下げられたその国有林と、部落の山とを一緒にして9組（葬式組単位）に地上権を設定させ50年間の期限で利用させていた。その山が一部を除いて、昭和29年3月に生産森林

組合が設立される時、組合に無償譲渡されたのである。

組合員は昭和39年8月末現在で79名であるが設立時は106名であった。組合員の居住する範囲は大字（土師区）で、そこに居住する人ならば、古くから権利のある人、ない人、農家、非農家を問わず無条件で加入の呼びかけをしている。

3. 組合員の性格

そこで組合員数の変動を見ることにより組合員の性格を考察することにしよう。表1からわかるように設

表 1 組合員の性格

階層			加入者		現組合員		脱退者		
農家	上 (耕地1町以上)	専業	33	人	31	人	2	人	
		兼業	8	51	46.8	8	2	6.7	
		第二種	10	%	10	%	—	%	
	中 (5反～1町)	専業	7		4		3		
		兼業	—	25	22.9	—	10	33.3	
		第二種	18	%	11	%	7	%	
	下 (5反以下)	専業	4		2		2		
		兼業	—	27	24.8	—	15	50.0	
		第二種	23	%	10	%	13	%	
非農家			6	5.5%	3	3.8%	3	10.0%	
合計			109	100.0	79	100.0	30	100.0	

立時から現在まで30名の脱退者がいるが、その殆んどが耕地5反以下の下層農で、統いて中層農である。それに対して上層農は設立時はその構成割合が46.8%であったが、現在では62.0%とかなり増加している。脱退の理由は大部分が出役に出きれないという事であるから、毎年平均20日前後の出役に耐えられない組合員は脱退せざるを得なくなると考えられる。このことは表2の脱退年度を見ても下層農はかなり持ちこらえて

表 2 脱退年度

階層	脱退年度										計
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
農上	専業	1	1					1	2戸		
農中	専業	1		1				1	3戸		
農家	二種兼業	2	2	1	1			1	7戸		
農下	専業					1		1	2戸		
非農家	二種兼業	4	2		1	1	1	4	13戸		
合計		8	6	2	2	1	2	2	0	6	1
割合	16(53.4%)	7(23.3%)	7(23.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—

きていたながら、充分に権利の補償がなされないままに脱退していることからも裏付け出来る。

表 3 出不出率

年度	31	32	33	34	35	36	37	38	平均
総出人	2,514	2,566	1,886	1,549	1,152	1,341	962	1,267	1,661
役数									人
出不足率	6.0	10.3	13.8	14.7	20.5	22.6	28.5	19.4	16.9%

出不足についても、全体としては次第に出不足の率が増加してきている（表3）が、昭和38年度の出役状況は表4で示されている通りである。出不足

表 4 出役状況

階層	要出役数	出役数		出不足
		総数	男	
上	実数	17	16.8	(16.8)
	割合%	100.0	98.8	(0.0)
中	実数	17	12.0	(9.0)
	割合%	100.0	70.6	(25.0)
下	実数	17	12.0	(4.7)
	割合%	100.0	70.6	(39.2)

率が高いのは中、下層農である。出役総数に対する女の人の率も中層農が25%、下層農が39%と高い率を示

している。結局出役状況の良好なのは上層農ということになる。

4、協業経営体としての生産森林組合

以上のデータをから組合員の階層分化がある程度つかめると思う。このことは、生産森林組合の現状が部落と生産森林組合の結びつきと言った、いわゆる前近代的な古い秩序の温存の中にあるものから、次第に脱皮しつつあることを意味している。すなわち部落有林的あるいは隣り組的な利用から、林業経営体としての

基盤が生じつつあると言える。生産組合の経営は上層農に集中され、部落と生産組合のつながりは次第に弱まっている。

しかしそれだけで生産森林組合を協業経営体として位置づけることは出来ない。組合の経営そのものはまだ財産備蓄的なものである。ここではたとえ生産組合の作業が手労働的な共同作業にしか過ぎないものでも協業経営体としての基盤は従来よりは整えられており一応前向きの姿としてとらえることが出来るのではないかという点に触れておく。

82. 山林作業の安全管理に関する研究（第2報）

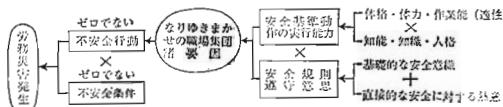
—K. レヴァインの集団決定理論による不安全行動排除効果について—

宮 大 農 学 部	中 島 能	道 勉
九 大 農 学 部	塩 谷	
熊 本 営 林 局	黒 木 安	則

1、労務災害発生の構造と集団決定理論の適用範囲

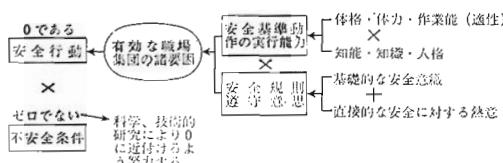
一般的にいって、労務災害のおこる仕組は不安全条件と不安全行動とのかけ算であると考えられる。かけ算という関係は、一方が0であれば、結果が0ということである。表・1でこれを模式的に示してみよう。

表・1 労務災害発生の構造



したがって災害発生の防止、すなわち無災害ですぐためには、表・2のような要因配置をつくりださなければならぬ。そのさい重要なことは、職場集団要因を合目的的に機能させることである。こゝに職場集団における集団決定理論適用の範囲が存在する。

表・2 災害発生防止のための要因配置



2、集団決定の適用方法

集団決定の中核をなすものは、あるグループの意見や態度を変容させようとする場合、もし(i) グループの規準をそのままにしておいて、たゞその規準から遠ざかるように説得や要請をおこなっても、ますます抵抗が強くなるだけである。(ii)それよりも、グループの規準そのものを変えることができれば成員の抵抗がなくなるに違いない。(iii) それには、成員全体の参加による集団の討議を通じて、規準そのものを変える方法が有効であろう。という考え方および仮説の検証である。

(1) 研究対象事業所の選出と映画による公開討議法の採用

山林作業実行上の各種条件、環境などが比較的類似していることと、労務災害記録が漸増傾向にあること（昭30～昭37年）、さらに作業人員数、職種割りの実情、働きかけ効果測定の条件（便宜上の）などを考慮して、飫肥営林署板谷事業所と宮崎営林署青井岳事業所を選出した。また集団決定にいたるまでの被験作業集団（両事業所とも伐木・造材班および機械集材班の全作業員集団）への働きかけは8mm映画「山林作業の安全を考える」を用いた公開討議法による「不安全行動排除」であった。（一部にバズ法を適用）